

## 宿泊サービスの指針についての主な改正点（平成 27 年 7 月 30 日）

項目	旧	新
従業者の員数及び資格	指針 第 2 の 1 介護職員又は看護職員を、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号）の一のイの（1）の単独型短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準以上配置	宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、介護職員又は看護職員を常時 1 人以上配置
利用定員	指針 第 3 の 1 通所介護の利用定員の 1/2	通所介護の利用定員の 1/2 かつ 9 人以下
宿泊室	指針 第 3 の 2 個室以外の宿泊室の定員の規定なし	個室以外の宿泊室の定員は、1 室あたり 4 人以下
プライバシーの確保	指針 第 3 の 2 パーテーションや家具、カーテンなどを認める	パーテーションや家具を認める。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められない。（カーテンを使用している場合、9/30 までに届出があれば H28.9.30 までに改善を求める）
宿泊サービス計画の作成	指針 第 4 の 4 宿泊サービスを 4 日以上連続して利用することが予定されている利用者	・ 宿泊サービスを概ね 4 日以上連続して利用することが予定されている利用者及び 4 日未満であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者 ・ 計画書を説明し同意を得て交付する。等
事故発生時の対応	指針 第 4 の 19 指定通所介護事業所等の事故発生時の取扱いに準じて、必要な措置を講じる	市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる
公表	要綱 第 7 県及び市町による公表	県及び市町による公表 （今後も、介護保険法第 115 条の 35 の「介護サービス情報の公表」による公表とは別に実施）
届出	要領 第 4 の 1(1) 県及び市町による公表の内容に利用料を含まない	県及び市町による公表の内容に利用料を含む

**指針** 「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」

**要綱** 「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要綱」

**要領** 「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要領」